

福岡県先進的プラスチック代替製品開発支援 補助制度について

1. 事業の目的

エネルギー資源を含む物価高騰に加え、脱炭素社会に向けた世界的な流れの中、県内中小企業に関わる石油由来プラスチックの使用削減につなげるため、バイオマスプラスチック等を活用した先進的なプラスチック代替製品の開発及びその事業化を支援するもの。

2. 補助対象者

- ・ 県内に事業所を有する中小企業者（個人事業者を含み、いわゆる「みなし大企業」を除く。）
- ・ 自ら製品の企画又は設計を行うもの。（自らは製品の企画又は設計のみを行い、製造は他者に委託するものも含む。）

3. 補助率、補助金額

補助率：1/2以内

補助上限額：500万円

4. 補助対象事業

- ・ 開発する製品の素材や種類において従来にない工夫がある等の先進性が認められる、先進的なプラスチック代替製品の開発を行う事業
 - 県が推進する「ふくおかプラごみ削減協力店」の登録又は登録申請が必要
 - 最長2年間の事業完了後に、開発した先進的プラスチック代替製品を他者に販売することを予定していることが必要

※補助対象外

- 公序良俗に反する事業。
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業。
- 交付決定日より前に製品開発等の事業計画が終了している事業（上市済みである事業）。
- 他者からの委託を受けて企画、設計、製造のいずれかを行う事業。

5. 補助対象となる事業期間(1年ごと、最長2年間)

交付決定後 ~ 令和8年3月31日

6. 補助対象経費

経費区分(要綱別表)	内容
製品開発費	1 原材料費、消耗品費 新製品の試作に必要な原材料や、試薬、工具、器具など消耗品の購入に要する経費
	2 機械装置費 開発を進める上で必要な、「1件10万円(税込)以上かつ使用可能期間が1年以上」の機械装置の購入費等
	3 試験分析費、設計費 設計については、製品自体や金型等、いずれも製品の試作に係るもの
	4 調査費、製品化経費 市場調査等に要する経費(展示会出展経費などを含む。) 外部認証(エコマーク、バイオプラマークなど)取得等に要する経費
	5 外注・委託費 補助事業者以外の者に対し、加工・評価試験等を外注する際の経費
	6 人件費 本事業に直接従事する補助事業者の従業員等が開発業務に従事した人件費
事務費	7 外部講師受入費 共同開発者以外の外部専門家等に対する謝金及び旅費等
	8 旅費 補助事業者の従業員が開発を進める上で必要な調査や出張のために必要となる経費
	9 需用費・役務費 資料購入費、印刷製本費、翻訳料、会議(会場)費、通信運搬費
	10 その他経費 上記のほか、開発を進めるために必要な経費で、知事が特に必要と認める経費 ・産業財産権等取得経費 等